

## 審議会委員の皆さまからのご意見の内容と市の考え方について

| 番号 | 意見の内容・要旨                                                                                      | 市の考え方                                                                |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1  | 本計画の「基本方針」の中に、施策に対する取り組みの方向性や各人権課題を示した方がいいのではないか。                                             | 修正します。<br>(案P 2. 6～7.29)                                             |
| 2  | 第1章「基本的事項」の構成として、計画の位置づけや計画期間、推進体制と、基本施策の推進は分けて記載した方がいいのではないか。                                | <del>基本</del><br>「 <del>基本</del> 施策の推進」として、第2章へ章を分けました。<br>(案P 8～21) |
| 3  | 「全ての人々が尊重されるまち」を進めていく体制のイメージ図について、具体的な説明を加えてたほうがより分かりやすいと思う。                                  | 追記します。<br>(案P 14～15)                                                 |
| 4  | 人権同和教育の推進については、市行政に関わる全職員が人権意識を高めてもらい、業務に取り組んでもらいたい。                                          | 追記します。<br>(案P 22)                                                    |
| 5  | 人権同和教育の推進「3 社会における人権同和教育」(2) 施策の展開ウについて、様々な情報発信媒体を活用し、周知を図ってもらいたい。                            | 修正、追記します。<br>(案P 27)                                                 |
| 6  | 前回の基本方針・基本計画改定の後、市では「東御市犯罪被害者等支援条例」が制定された。誰もがが犯罪被害に遭われる可能性もある中で、市としても個別施策のひとつとして加えても良いのではないか。 | 課題別施策に「8 犯罪被害者等の人権」として新たに取り上げ、記載します。<br>(案P 7. 15. 30. 50～51)        |
| 7  | 課題別施策「1 部落差別(同和問題)」の現状と課題について、現在でも部落差別がどのような場面であるのか加えてほしい。                                    | 追記します。<br>(案P 31)                                                    |
| 8  | 課題別施策「1 部落差別(同和問題)」の施策の方向力について、同和教育を推進するために教員や市職員の人権意識をより向上してもらいたいと考える。                       | 追記します。<br>(案P 33)                                                    |
| 9  | 課題別施策「1 部落差別(同和問題)」の施策の方向クについて、関連機関と連携しとあるが、法務局の他にも県などにも連携を図っていくのではないかと。                      | 追記します。<br>(案P 33)                                                    |
| 10 | 課題別施策「2 こどもの人権」に関する                                                                           | 追記します。                                                               |

|    |                                                                                       |                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|    | 基本計画でもある「こども計画」についても触れてほしい。                                                           | (案P34)              |
| 11 | 課題別施策「7. 性的マイノリティの人権」について、県ではパートナーシップ届出制度が施行されたことも加えてほしい。                             | 追記します。<br>(案P48~49) |
| 12 | 課題別施策「8 インターネットによる人権問題」に関して、第3回改定以降、関連する法律も施行されている。                                   | 追記します。<br>(案P52)    |
| 13 | 台風や地震など相次ぐ自然災害や事故などの災害に遭われた方も誤った知識による心無い差別に苦しめられるケースがあると聞く。課題別施策「9 その他の人権問題」に加えてはどうか。 | 追記します。<br>(案P54)    |